

会第6号

滋賀県議会会議規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成20年9月16日

提出者 滋賀県議会議会運営委員会
委員長 吉田清一

滋賀県議会会議規則の一部を改正する規則

滋賀県議会会議規則（昭和31年滋賀県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

			「第15章 協議等の場
	「第15章 議員の派遣		第122条（協議等の場）
目次中	第122条（議員の派遣）	を	第16章 議員の派遣
	第16章 補則		第123条（議員の派遣）
	第123条（会議規則の疑義）」		第17章 補則
			第124条（会議規則の疑義）」

に改める。

第5条第1項を次のように改める。

会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

第38条の見出し中「説明質疑」を「説明、質疑」に改め、同条第1項中「第90条」を「第91条」に改める。

第16章中第123条を第124条とし、同章を第17章とする。

第122条第1項中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改め、第15章中同条を第123条とし、同章を第16章とし、第14章の次に次の1章を加える。

第15章 協議等の場

（協議等の場）

第122条 法第100条第12項の規定に基づく議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

- 2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、議会の議決で臨時に協議等の場を設けることができる。ただし、緊急を要するときは、議長がこれを設けることができる。
- 3 前項の規定により協議等の場を設けるときは、その名称、目的、構成員および招集権者を定めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、協議等の場の組織および運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。
付則の次に次の別表を加える。

別表（第122条関係）

名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者
各会派代表者会議	役員改選その他議会の議事等に関する各会派間の連絡、協議または調整	議長、副議長および各会派から選出された議員	議長
議会改革検討委員会	議長の諮問を受けた議会改革の諸課題に関する協議または調整	各会派から選出された議員	議会改革検討委員会委員長（最初に開かれる場合は、議長）
委員会協議会	委員会の審議、運営等に関する協議または調整	委員会委員	委員長
委員会理事会	委員会運営に関する協議または調整	委員長、副委員長および理事	委員長
全員協議会	議案の説明および議会運営の基本的事項に関する連絡、協議または調整	全議員	議長（最初に開かれる全議員協議会にあつては、世話人会代表）
一般質問等運営会議	本会議における質疑、質問等の運営に関する協議または調整	議会運営委員会委員らおよび各会派から選出された議員	議会運営委員会委員長
意見書等調整会議	意見書等に関する協議または調整	議会運営委員会委員らおよび各会派から選出された議員	議会運営委員会委員長
正副委員長会議	当該年度の委員会運営に関する連絡、協議または調整	議長、副議長ならびに各委員会委員長および副委員長	議長
各党派代表会議	世話人会の構成、人選等に関する協議または調整	議長、副議長および各会派から選出された議員	議長
世話人会	臨時会で新議会を組織するまでの諸事項に関する協議または調整	各会派から選出された議員	世話人会代表（最初に開かれる世話人会にあつては、議長）
県政概要説明会	審議の充実に必要な県の重要施策、課題等に関する聴取または協議	全議員	議長
議会概要説明会	議会運営の基本的事項に関する聴取または協議	初当選議員	議長
議員定数検討委員会	滋賀県議会の定数および選挙区ならびに各選挙区におよび選挙すべき議員の数に関する協議または調整	各会派から選出された議員	議員定数検討委員会委員長（最初に開かれる場合は、議長）

付 則
この規則は、公布の日から施行する。